

● 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成二十六年法務省告示第五百七十八号）

第一条 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定に基づき定める法律の規定は別表第一に定めるものとし、補助金の交付その他の支援措置は別表第二に定めるものとする。

第二条 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄リの規定に基づき定める大学は、次の各号のいずれかに該当する大学とする。

一 次に掲げる指標（いずれも直近のものに限る。）のうち二以上において上位三百位までに掲げられている外国の大学又は当該指標のいずれかに掲げられている本邦の大学

イ クアカアレリ・シモンズ社（英国）が公表する世界大学ランキング（QS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス）

ロ タイムズ社（英国）が発行するタイムズ・ハイアー・エデュケーション誌において公表される世界大学ランキング（THE・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス）

ハ 上海交通大学（中国）が公表する世界大学学術ランキング（アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ）

二 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業（トップ型及びグローバル化牽引型）において、補助金の交付を受けている大学

三 外務省が実施するイノベータータイプ・アジア事業において、パートナー校として指定を受けている大学

第三条 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄又の規定に基づき定める研修は、前条第三号に規定するイノベーターティブ・アジア事業の一環として、外務省から委託を受けた独立行政法人国際協力機構が本邦で実施する研修であつて、研修期間が一年以上のものとする。

附 則

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第四条の規定による在留資格認定証明書（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二に規定する証明書をいう。）の交付については、この告示の施行の日前においても、この告示の規定を適用する。

別表第一（第一条関係）

一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）

第四条第一項又は第十一条第一項

二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第八条第一項

三 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第八条第一項、第九条第一項又は第十四条第一項

四 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号。以下この号、第六号及び第七号において「経営承継円滑化法等改正法」という。）による改正前の中小企業等経営強化法第十六条第一項（経営承継円滑化法等改正法附則第二条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受け、又は同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定に係るものに限る。）

- 五 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十四条の四第一項
- 六 経営承継円滑化法等改正法による廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第四条第一項（経営承継円滑化法等改正法附則第七条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受け、又は同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた特定研究開発等計画に係る認定に係るものに限る。）
- 七 経営承継円滑化法等改正法による廃止前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第六条第一項（経営承継円滑化法等改正法附則第八条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受け、又は同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた地域産業資源活用事業計画に係る認定に係るものに限る。）
- 八 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第四項又は第七項
- 九 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下「地域産業集積形成法改正法」という。）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十四条第三項又は第十六条第三項（地域産業集積形成法改正法附則第三条第一項の規定に基づきなお従前の例により承認を受け、若しくは同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に係る承認又は同法附則第四条第一項の規定に基づきなお従前の例により承認を受け、若しくは同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた事業高度化計画に係る承認に係るものに限る。）
- 十 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第

- 一 項又は第六条第一項
 - 十一 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第四十一条
 - 十二 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第一項又は第七条第一項
 - 十三 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第四条第一項又は第六条第一項
 - 十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項
 - 十五 技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十三条第一項
- 別表第二（第一条関係）
- 1 内閣府関係
 - 一 戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）
 - 二 沖縄科学技術大学院大学学園に要する経費
 - 2 総務省関係
 - 一 情報通信技術研究開発委託費
 - 二 消防防災科学技術研究推進制度
 - 三 戦略的情報通信研究開発推進事業（S C O P E）
 - 四 国立研究開発法人情報通信研究機構に要する経費
 - 3 文部科学省関係

- 一 宇宙輸送システム
- 二 海洋生物資源確保技術高度化
- 三 科学研究費助成事業（科研費）
- 四 気候変動適応戦略イニシアチブ
- 五 研究成果展開事業
- 六 減災実験・解析研究
- 七 高性能汎用計算機高度利用事業
- 八 国際宇宙ステーション開発費補助金
- 九 国際科学技術共同研究推進事業
- 十 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進等
- 十一 地震調査研究推進本部関連事業
- 十二 地震防災研究戦略プロジェクト
- 十三 重粒子線を用いたがん治療研究
- 十四 国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業
- 十五 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）
- 十六 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
- 十七 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）
- 十八 戦略的創造研究推進事業（先端的低炭素化技術開発）
- 十九 地球観測システム研究開発費補助金

- 二十 知財活用支援事業
- 二十一 低炭素社会実現のための社会シナリオ研究
- 二十二 東北マリンサイエンス拠点形成事業
- 二十三 特定先端大型研究施設利用促進交付金
- 二十四 ライフサイエンスデータベース統合推進事業
- 二十五 衛星による宇宙利用
- 二十六 元素戦略プロジェクトへ研究拠点形成型▽
- 二十七 ナノテクノロジープラットフォーム
- 二十八 宇宙科学に係る学術研究・実験等
- 二十九 月・探査ミッション研究・推進
- 三十 航空科学技術に係る研究開発
- 三十一 医療研究開発推進事業費補助金
- 三十二 北極域研究推進プロジェクト
- 三十三 研究大学強化促進費補助金
- 三十四 次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金
- 三十五 卓越研究員事業
- 三十六 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
- 三十七 省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発
- 三十八 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成事業補助金

- 三十九 特定先端大型研究施設運営費等補助金
- 四十 原子力システム研究開発事業
- 四十一 英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業
- 四十二 首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト
- 四十三 医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業
- 四十四 研究拠点形成事業
- 四十五 二国間交流事業
- 四十六 国際共同研究事業
- 四十七 未来社会創造事業
- 四十八 Society5・0実現化研究拠点支援事業
- 四十九 光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）
- 五十 海洋情報把握技術開発
- 五十一 宇宙状況把握
- 五十二 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発
- 五十三 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発
- 五十四 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発
- 五十五 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発
- 五十六 挑戦的・独創的な研究開発の促進
- 五十七 海洋調査プラットフォームに係る先端的基盤技術の開発

- 五十八 材料の社会実装に向けたプロセスサイエンス構築事業
 - 五十九 先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金
 - 六十 ムーンショット型研究開発プログラム
 - 六十一 高輝度放射光源共通基盤技術研究開発費補助金
 - 六十二 次世代放射光施設整備費補助金
 - 六十三 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム
 - 六十四 創発的研究支援事業
- 4 厚生労働省関係
- 一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等勘定運営費交付金（レギュラトリーサイエンス戦略相談推進事業）
 - 二 希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等開発振興事業
 - 三 基礎研究推進事業
 - 四 基盤的技術研究事業
 - 五 結核研究所補助金
 - 六 厚生労働科学研究費補助金
 - 七 国民の健康の保持・増進並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査研究
 - 八 生物資源研究事業
 - 九 医療研究開発推進事業費補助金
 - 十 厚生労働行政推進調査事業費補助金

十一 保健衛生医療調査等推進事業費補助金

5 農林水産省関係

- 一 国益に直結した国際連携の推進に要する経費
- 二 食料生産地域再生のための先端技術展開事業
- 三 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに要する経費
- 四 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に要する経費
- 五 安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業
- 六 農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究
- 七 スマート農業技術の開発・実証プロジェクト
- 八 イノベーション創出強化研究推進事業
- 九 生産性革命に向けた革新的技術開発事業
- 十 国立研究開発法人森林研究・整備機構に要する経費
- 十一 国立研究開発法人水産研究・教育機構に要する経費
- 十二 スマート農業総合推進対策事業
- 十三 ムーンショット型農林水産研究開発事業
- 十四 省力化機械開発推進対策
- 十五 新素材による新産業創出対策

6 経済産業省関係

- 一 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（SERVISプロジェクト）

- 二 環境調和型プロセス技術の開発事業
- 三 次世代送電システムの安全性・信頼性に係る実証事業
- 四 航空機用先進システム基盤技術開発
- 五 次世代構造部材・システム技術に関する開発事業
- 六 新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業
- 七 深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費
- 八 戦略的基盤技術高度化支援事業
- 九 宇宙太陽光発電における無線送電技術の高効率化に向けた研究開発事業委託費
- 十 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発委託費
- 十一 C C U S 研究開発・実証関連事業
- 十二 石油資源を遠隔探知するためのハイパースペクトルセンサ等の研究開発事業費
- 十三 原子力の利用状況等に関する調査委託費
- 十四 福島県における医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業
- 十五 放射性廃棄物共通技術調査等委託費
- 十六 洋上風力発電等の導入拡大に向けた研究開発事業
- 十七 輸送機器の抜本的な軽量化に資する新構造材料等の技術開発事業
- 十八 サイバーセキュリティ経済基盤構築事業
- 十九 超低消費電力型光エレクトロニクスの実装に向けた技術開発事業
- 二十 原子力の安全性向上に資する技術開発事業

- 二十一 高速炉の国際協力等に関する技術開発委託費
- 二十二 超高圧水素技術等を活用した低コスト水素供給インフラ構築に向けた研究開発事業
- 二十三 革新的な省エネルギー技術の開発促進事業
- 二十四 低レベル放射性廃棄物の処分に関する技術開発等委託費
- 二十五 地熱発電や地中熱等の導入拡大に向けた技術開発事業
- 二十六 風力発電のための送電網整備の実証事業費補助金
- 二十七 エネルギー・環境分野の中長期的課題解決に資する新技術先導研究プログラム
- 二十八 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業
- 二十九 次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
- 三十 省エネ型化学品製造プロセス技術の開発事業
- 三十一 省エネ型電子デバイス材料の評価技術の開発事業
- 三十二 太陽光発電の導入可能量拡大等に向けた技術開発事業
- 三十三 地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業
- 三十四 バイオ燃料の生産システム構築のための技術開発事業
- 三十五 商業・サービス競争力強化連携支援事業
- 三十六 株式会社海外需要開拓支援機構による投資案件
- 三十七 高効率な石油精製技術の基礎となる石油の構造分析・反応解析等に係る研究開発委託費
- 三十八 高効率な石油精製技術に係る研究開発
- 三十九 カーボンリサイクル・次世代火力発電の技術開発事業

- 四十 国立研究開発法人産業技術総合研究所に要する経費
- 四十一 次世代人工知能・ロボット中核技術開発
- 四十二 計算科学等による先端的な機能性材料の技術開発事業
- 四十三 高効率・高輝度な次世代レーザー技術の開発事業
- 四十四 高温超電導の実用化促進に資する技術開発事業
- 四十五 水素エネルギー製造・貯蔵・利用等に関する先進的技術開発事業
- 四十六 植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発事業
- 四十七 伝統的工芸品産業支援補助金
- 四十八 革新型蓄電池実用化のための基盤技術の開発事業
- 四十九 未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーン構築実証事業
- 五十 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
- 五十一 福島沖での浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業
- 五十二 研究開発型スタートアップ支援事業
- 五十三 国際研究開発事業
- 五十四 放射性廃棄物の減容化に向けたガラス固化技術の基盤研究委託費
- 五十五 高効率な資源循環システムを構築するためのリサイクル技術の研究開発事業
- 五十六 新産業創出に向けた新技術先端研究プログラム
- 五十七 次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発
- 五十八 高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピュータの技術開発事業

- 五十九 AIチップ開発加速のためのイノベーション推進事業
 - 六十 海洋エネルギー発電技術の早期実用化に向けた研究開発事業
 - 六十一 ロボット介護機器・福祉用具開発標準化事業
 - 六十二 政府衛星データのオープン&フリー化及びデータ利用環境整備・データ利用促進事業費
 - 六十三 ムーンショット型研究開発事業
 - 六十四 IOT社会実現のための革新的センシング技術開発
 - 六十五 J-Startupプログラム
 - 六十六 先進的医療機器・システム等技術開発事業
 - 六十七 再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代型の電力制御技術開発事業
 - 六十八 クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業
 - 六十九 医工連携イノベーション推進事業
 - 七十 水素社会実現に向けた革新的燃料電池技術等の活用のための研究開発事業
 - 七十一 ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業
 - 七十二 JAPANブランド育成支援等事業
- 7 内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省関係
- 健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業